

研究ノート

物品の売買契約に関する新たな EU 指令の分析

古谷 貴之

- I はじめに
- II 物品売買指令の分析
- III 物品売買指令の意義及び特徴
- IV 結びに代えて

I はじめに

2019年4月15日、欧州連合（EU）において2つの新たな指令が成立した。一つは、デジタルコンテンツ及びデジタルサービスの供給に関する指令（Directive（EU）2019/770⁽¹⁾）であり、もう一つは、物品の売買契約に関する指令（Directive（EU）2019/771⁽²⁾）である。いずれの指令も、

(1) Directive（EU）2019/770 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2019 on certain aspects concerning contracts for the supply of digital content and digital services.; この指令の翻訳として、カライスコス アントニオス=寺川永=馬場圭太（訳）「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービス供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令（Directive（EU）2019/770）」ノモス45号（2019年）121-160頁がある。

(2) Directive（EU）2019/771 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2019 on certain aspects concerning contracts for the sale of goods, amending Regulation（EU）2017/2394 and Directive 2009/22/EC, and repealing Directive 1999/44/EC.; この指令の翻訳として、カライスコス アントニオス=寺川永=馬場圭太（訳）「物品の売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令（Directive（EU）2019/771）」ノモス45号（2019年）161-189頁がある。

(3) 指令の成立過程に関する紹介として、Johannes Stabentheiner, Hintergründe und Entstehung der beiden Richtlinien und die Bemühungen der österreichischen Ratpräsidentschaft um Konsistenz und Vereinfachung, in: Stabentheiner/Wendehorst/Zöchling-Jud (Hrsg.), 2019, S. 33 ff.; 古谷貴之『民法改正と売買における契約不適合給付』（法律文化社、2020年）259頁以下、川和功子「デジタル・コンテンツ及びデジタル・サービスの供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令について —— 契約適合性についての規

2022年1月1日までにEU加盟各国において国内法化される予定である。⁽⁴⁾

本稿は、この2つの指令のうち、特に「物品の売買契約に関する指令」(以下、「物品売買指令」という)について検討を行うものである。この指令は、2022年1月1日以降、既存の消費用動産売買指令(1999/44/EC)⁽⁵⁾に代わり、EU域内における「売主」と「消費者」との間の「物品の売買契約」に適用される(指令1条、2条、23条、24条)。以下では、物品売買指令の内容を分析し(Ⅱ)、同指令の意義及び特徴を明らかにしたい(Ⅲ)。

Ⅱ 物品売買指令の分析

1 指令の目的

(1) 高水準の消費者保護と域内市場の機能

消費用動産売買指令(1999/44/EC)と同様に、物品売買指令(以下、「本指令」ともいう)もEU域内における物品の売買契約に関する共通の準則を定めることを目的とする。指令1条によれば、**本指令の目的は**、売主と消費者との間で締結される売買契約に関する共通の準則、とりわけ物品の契約適合性に関する準則、契約不適合がある場合の消費者の救済手段、救済手段の行使方法及び商業保証に関する準則を定めることにより、高水準の消費者保護を図りつつ、域内市場の適切な機能に寄与することにある。⁽⁶⁾

(2) 完全平準化

本指令は、消費用動産売買指令(1999/44/EC)と異なり、物品売買に関する準則の「完全平準化」を目的とする。消費用動産売買指令(1999/

、定を中心に——」同志社法学71巻6号(2020年)1頁以下、特に5-11頁を参照。

(4) デジタルコンテンツ指令24条、物品売買指令24条。

(5) Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council of 25 May 1999 on certain aspects of the sale of consumer goods and associated guarantees (消費用動産売買及び関連する保証の一定の側面に関する1999年5月25日の欧州議会及び理事会指令1999/44/EC)。

(6) 前文2も参照。

44/EC)のもとでは、いわゆる「下限平準化」のアプローチが採用され、EU加盟各国の国内法において同指令の規定よりも高い水準の消費者保護規定を導入し又は維持することが許された(消費用動産売買指令8条)。そして、この規定を根拠に、多くの加盟国において独自の法規定が採用されたことから、EU域内の物品売買に関する法規定が非常に見通しの悪いものとなっていた⁽⁷⁾。しかし、これでは域内市場の円滑な取引が妨げられる。そこで本指令のもとでは、消費用動産売買指令(1999/44/EC)と異なり、加盟各国は、原則として、本指令に定める規定と異なる規定を国内法において維持し又は導入してはならないこととされている(指令4条)。この完全平準化アプローチのもとで法的確実性が高まり、企業(特に中小企業)にとって他の加盟国で自社製品を販売することが容易になり、また、消費者も高水準の消費者保護と福祉の利益から恩恵を受けるといわれている⁽⁸⁾。もっとも、本指令は、完全平準化を原則としつつも、そこに広く例外を認めている点に特徴がある。完全平準化の例外となるいくつかの重要な規定については、以下の分析の中でも取り上げることにしたい。

2 指令の適用範囲

本指令の分析にあたり、まず、本指令の適用範囲を確認する⁽⁹⁾。

(1) 人的適用範囲

まず、指令の人的適用範囲に関して、本指令は、「消費者」と「売主」との間の売買契約に適用される(指令3条1項)。「消費者」及び「売主」の定義は、指令2条に定められている。同条によれば、「消費者」とは、本指令の適用を受ける契約に関して、自己の営業、事業、技能又は職業以外の目的で行動する自然人をいう(同条(2))。他方、「売主」とは、本指令の適用を受ける契約において、自己の営業、事業、技能又は職業に関す

(7) 前文6も参照。

(8) 前文3及び10を参照。

(9) Cornelia Kern, Anwendungsbereich der Warenkauf- und der Digitale Inhalte-RL, in: Stabentheiner/Wendehorst/Zöchling-Jud (Hrsg.), 2019, S. 33 ff. も参照。

る目的で行動する自然人又は法人（私営又は公営を問わない。）をいう（その自然人又は法人の名で、若しくは、その代わりに行動する他人を含む。）（同条（3））。

本指令の前文によれば、上述した意味での「消費者」に該当しない者（例えば、非政府組織やスタートアップ企業、中小企業など）を本指令の適用範囲に含めるかどうかは加盟各国の判断に委ねられる⁽¹⁰⁾。また、一部は営業目的で、一部は営業目的外で契約が締結され、かつ、営業目的が契約全体からみて支配的とはいえないような場合に（いわゆる「二重目的契約（dual purpose contract）」）、その契約を締結する者が「消費者」とみなされる⁽¹¹⁾どうかについても加盟各国の判断に委ねられる。

さらに、本指令のもとでは、「プラットフォーム提供者」もそれが自己の事業に関連した目的のために行動し、かつ、物品の売買について消費者の直接の契約相手方として行動する場合には「売主」とみなされ⁽¹²⁾うる。また、本指令のもとで売主とみなされる要件を充足しないプラットフォーム提供者についても、加盟各国は、本指令の適用を及ぼすことができるものと⁽¹³⁾されている。

このように、本指令は、「消費者」及び「売主」の概念を定める上で、加盟各国に裁量を与えている。ここにまず、本指令における完全平準化の原則（指令4条）の例外を見出すことができる。

（2）物的適用範囲

① 売買契約

次に、指令の物的適用範囲に関して、本指令は、消費者と売主との間の「売買契約」に適用される（指令3条1項）。ここでは、本指令の適用範囲がオンライン売買（通信販売）のみならず、オフライン売買（対面販売）にも及ぶとされた点が重要である。本指令の提案（欧州委員会による最初

(10) 前文 21 を参照。完全平準化（指令4条）の例外にあたる。

(11) 前文 22 を参照。完全平準化（指令4条）の例外にあたる。

(12) 前文 23 を参照。

(13) 前文 23 を参照。完全平準化（指令4条）の例外にあたる。

の指令提案)では、その適用範囲は「オンライン販売」に限定されていた⁽¹⁴⁾。しかし、本指令は、オンライン販売とオフライン販売とを同時に行う「オムニチャネル取引」の重要性が近年ますます高まっていることに鑑み、本指令の適用範囲を「オンライン販売」のみならず、「対面販売」にも及ぼすことを明らかにした⁽¹⁵⁾。

本指令はまた、「製作物供給契約」にも適用される(指令3条2項)⁽¹⁶⁾。

② デジタルコンテンツ又はデジタルサービスの供給契約

本指令は、デジタルコンテンツ又はデジタルサービスの供給契約には適用されない(指令3条3項1文)。これについては、デジタルコンテンツ指令(Directive (EU) 2019/770)が適用される⁽¹⁷⁾。デジタルコンテンツ又はデジタルサービスの供給に際して売主が引き渡すものに有形の媒体(例えば、DVDやCD、USBスティック、メモリーカードなどのデータ記録媒体)が含まれるとしても、それがデジタルコンテンツ又はデジタルサービスのキャリアとして用いられるにすぎない場合には、当該有形の媒体について、本指令は適用されない(指令3条4項(a))⁽¹⁸⁾。

③ デジタル要素を含む物品

これに対し、デジタルコンテンツ又はデジタルサービスが組み込まれ又は相互に接続された物品(デジタル要素を含む物品)については本指令の適用がある(指令3条3項2文)⁽¹⁹⁾。この「デジタル要素を含む物品」という概念は——消費動産売買指令(1999/44/EC)には存在せず——本指令において新たに採用された⁽²⁰⁾。

(14) COM (2015) 635 final.; 古谷・前掲注(3) 228頁以下、240頁以下を参照。

(15) 前文9も参照。

(16) 前文17も参照。

(17) 前文13及びデジタルコンテンツ指令3条1項を参照。また、川和・前掲注(3)12-16頁も参照。

(18) 前文13及びデジタルコンテンツ指令3条3項を参照。また、川和・前掲注(3)12-16頁も参照。

(19) 前文13、14、15、16も参照。

(20) Kern, (Fn.9) S. 33 ff. 50. も参照。

(i) 定義

本指令 2 条 (5) (b) によれば、「デジタル要素を含む物品」とは、「デジタルコンテンツ又はデジタルサービスが組み込まれ又は相互接続されており、そのデジタルコンテンツ又はデジタルサービスなしでは物品がその機能を実行することができない有体動産」をいう。

欧州委員会の提案では、物品売買指令の適用範囲に含まれる「デジタル物品」とは、デジタル要素の「主要な機能」が物品と一体化している場合のみをいうものとされていた⁽²¹⁾。しかし、本指令は、デジタル要素の「主要な機能」に限定していない。

(ii) 具体例

物品に組み込まれ又は相互接続されるデジタルコンテンツとして、例えば、オペレーティングシステム、アプリケーション、その他のソフトウェアなど、デジタル形式で生成・供給されるデータが挙げられる⁽²²⁾。デジタルコンテンツは、売買契約締結時に物品にインストールされていることもあれば、売買契約締結後にインストールされることもある⁽²³⁾。また、デジタルコンテンツないしデジタルサービスの供給は、単発的な（一回限りの）場合もあれば、継続的な場合もある⁽²⁴⁾。

他方で、デジタルコンテンツ又はデジタルサービスがなくても物品の機能の実行を妨げない場合や消費者がデジタル要素を含む物品の売買とは別にデジタルコンテンツ又はデジタルサービスの供給契約を締結する場合には、当該デジタルコンテンツ又はデジタルサービスについて本指令は適用されない⁽²⁵⁾。例えば、後者の例として、消費者がゲームアプリをアプリスト

(21) COM (2015) 635 final. p. 19.; COM (2017) 637 final. pp. 13-14.; 古谷・前掲注(1)260頁を参照。

(22) 前文 14 を参照。「デジタルコンテンツ」及び「デジタルサービス」の定義については、指令 2 条 (6) (7) を参照。

(23) 前文 14 を参照。

(24) 前文 14 を参照。デジタルコンテンツ又はデジタルサービスの継続的供給の例として、ナビゲーションシステムによる交通データの継続的供給やスマートウォッチによる個人仕様のトレーニングプランの継続的提供などが挙げられる。

(25) 前文 16 を参照。

アからスマートフォンにダウンロードする場合、ゲームアプリの供給契約はスマートフォン自体の売買契約とは別個のものである。したがって、この場合、本指令はスマートフォンの売買契約についてのみ適用される。これに対し、ゲームアプリの供給については、デジタルコンテンツ指令が適用され⁽²⁶⁾る。デジタルコンテンツ又はデジタルサービスの供給が物品の売買契約の一部となっているかどうかは、当事者が合意した個々の契約内容に照らして判断され⁽²⁷⁾る。

(iii) 疑義が生じる場合の推定

物品に組み込まれ又は相互接続されたデジタルコンテンツ又はデジタルサービスの供給が売買契約の一部となるかどうかについて疑義が生じる場合に、本指令が適用されるか否かが問題となる。

例えば、スマートテレビの売買契約において特定のビデオアプリを利用できることが売買契約の一部となるときは、当該ビデオアプリの契約不適合について、本指令の適用があるものと考えてよい⁽²⁸⁾。また、他方で、前述のとおり、売買目的物であるスマートフォンにアプリストアから売買契約後にゲームアプリをダウンロードする場合には、当該ゲームアプリに契約不適合があっても売主が本指令のもとで責任を負うことにはならない。ゲームアプリはスマートフォンの通常の機能の実行に不可欠なものとはいえないからである⁽²⁹⁾。

問題は、両者の中間的な場合である。本指令によると、デジタルコンテンツ又はデジタルサービスが売買契約の一部になるかどうかについて疑義が生じる場合には、売主と消費者の双方にとっての不確実性を避けるため

(26) 前文 16 を参照。物品売買指令とデジタルコンテンツ指令との関係について、Kern, (Fn. 9) S. 47-50. も参照。

(27) 前文 15 を参照。また、Kern, (Fn. 9) S. 46. (「売買契約に基づいて」供給されるデジタル要素のみが物品売買指令の適用範囲に含まれ、その供給が売買契約に基づかないアプリケーションについてはデジタルコンテンツ指令が適用される。) も参照。

(28) 前文 15 も参照。

(29) 前文 16 を参照。また、Zöchling-Jud, GPR 2019, 115, 118.; Cornelia Kern, Das neue europäische Gewährleistungsrecht : Die Warenkauf- und die Digitale Inhalte-RL, VbR 2019, 164 f. も参照。

に、デジタルコンテンツ又はデジタルサービスの契約不適合について本指令の適用を受けることが推定される（指令3条3項3文⁽³⁰⁾）。

④ その他

(i) 強制執行又は裁判所の命令により売却される物品について、本指令は適用されない（本指令3条4項(b)）。

(ii) 加盟各国は、「公の競売で売却される中古品」及び「生きている動物」について、本指令の適用範囲から除外することができる（本指令3条5項⁽³¹⁾）。

(iii) 本指令は、契約の成立、有効性、無効若しくは効果（契約の解除の結果を含む。）等の一般的な契約法の側面又は損害賠償請求権を規律する加盟各国の自由に影響を及ぼさない（指令3条6項⁽³²⁾）。

(iv) 本指令は、物品の引渡し後30日を超えない期間内に契約不適合が明らかになる場合に、加盟各国の裁量により消費者に特定の救済手段を与えることを妨げないものとする（指令3条7項1文⁽³³⁾）。例えば、イギリスでは、消費者権利法に基づき物品の引渡し後30日以内の「短期拒絶権（short-term right to reject）」が消費者に与えられる⁽³⁴⁾が、完全平準化を定める本指令のもとでも当該規定は有効である。また、本指令は、売買契約締結時に明らかにならなかった一定の種類の瑕疵について特定の救済手段を定める「消費者契約に固有でない国内準則」にも影響を及ぼさないとしている（指令3条7項2文⁽³⁵⁾）。それゆえ、例えば、「隠れた瑕疵（vice caché）」⁽³⁶⁾について売主の責任を定めるフランス民法の規定は本指令による⁽³⁷⁾

(30) 前文15も参照。

(31) 完全平準化（指令4条）の例外にあたる規定である。

(32) 前文18も参照。加盟各国に裁量を与えるものであり、完全平準化（指令4条）の例外にあたる規定である。

(33) 前文19も参照。

(34) 2015年消費者権利法（Consumer Rights Act 2015）sections 19(3)(a), 20(1), 22. を参照。

(35) Teresa Maier, Die wichtigsten Inhalte im Überblick: Änderungen, Neuerungen, Versäumnisse, in: Stabentheiner/Wendehorst/Zöchling-Jud (Hrsg.), 2019, S. 55.; Staudenmayer, ZEuP 2019, 663, 677. も参照。

(36) 前文18も参照。完全平準化（指令4条）の例外にあたる規定である。

(37) フランス民法1641条から1649条までの規定を参照。

影響を受けない。⁽³⁸⁾

(v) 加盟各国は、契約締結の際の売主の情報提供義務に関して自由に規律することができる。⁽³⁹⁾

3 物品の契約適合性

本指令は、物品の契約適合性に関する一連の規定を置く（指令 5 条から 9 条まで⁽⁴⁰⁾）。

(1) 概説

まず、指令 5 条は、「売主は、消費者に対し、第 6 条、第 7 条及び第 8 条の要件を充たす物品を引き渡すものとする（第 9 条の適用を妨げない。）」と規定する。その上で、指令 6 条は契約適合性に関する「主観的要件」を定め、同 7 条は契約適合性に関する「客観的要件」を定める。このように、本指令は、主観的・客観的観点から契約適合性の判断を行う⁽⁴¹⁾。指令 8 条は「物品の不適切な取付け」が契約不適合になることを定める。指令 9 条は、「第三者の権利（権利の契約不適合）」に関する規定を置く。

(2) 契約適合性に関する主観的要件

指令 6 条は、「契約適合性に関する主観的要件」を定める。この規定によれば、物品は、(a) 売買契約で要求される説明、種類、数量及び品質を

(38) Kern, (Fn. 9) S. 38.; Maier, (Fn. 35) S. 55.; Staudenmayer, ZEuP 2019, 663, 677. も参照。

(39) 前文 20 を参照。完全平準化（指令 4 条）の例外にあたる規定である。

(40) Wolfgang Faber, Bereitstellung und Mangelbegriff, in: Stabentheiner/Wendehorst/Zöchling-Jud (Hrsg.), 2019, S. 63, 73 ff. も参照。

(41) 前文 25 も参照。Jorge Morais Carvalho, Sale of Goods and Supply of Digital Content and Digital Services - Overview of Directives 2019/770 and 2019/771, EuCML 2019, 194, 198. (「適合性判断基準に関する重要なイノベーションの一つ」) も参照。Staudenmayer, NJW 2889 f. は、契約適合性の判断につき主観的・客観的適合性を基礎に置く指令は、契約適合性を原則として主観的に判断する消費動産売買指令（1999/44/EC）に倣ったものではなく、ヨーロッパ共通売買法規則提案（CESL）に相当するものだという。そして、本指令の準則は、消費動産売買指令と比べて、より実用的で、より高い消費者保護水準を有するものだという。Staudenmayer, ZEuP 2019, 663, 678 ff.; 古谷・前掲注(3)264-265 も参照。

有し、かつ、機能性、互換性、相互運用性その他の特性を備えること、(b) 消費者が求め、消費者が遅くとも売買契約締結時に売主に知らせ、かつ、売主が承諾した特定の目的に適合すること、(c) 売買契約で定めるところにより、すべての付属品及び説明書（取扱説明書を含む。）とともに引き渡されること、(d) 売買契約で定めるところにより、アップデート⁽⁴²⁾の提供を受けることが求められる。

(3) 契約適合性に関する客観的要件

① 客観的要件

指令7条は、「契約適合性に関する客観的要件」を定める。この規定によれば、物品は、契約適合性の主観的要件に加え、契約適合性の客観的要件を充たすこと——すなわち、(a) 既存の連合法及び国内法、技術基準、又は当該技術基準がない場合は当該部門に固有の産業行動規範を考慮して、同種の物品の通常の使用目的に適合すること、(b) 売主が契約締結前に消費者に提供した見本又はモデルの品質を有し、かつ、その記載に対応すること、(c) 消費者が合理的に受け取ることを期待できる付属品（包装、取付説明書、その他の説明書を含む。）とともに引き渡されること、(d) 同種の物品につき通常であり、消費者がその物品の性質に鑑み、売主その他の取引連鎖にある前主（製造者を含む。）により又はその者に代わって行われた公の言明、特に広告又はラベル表示を顧慮して合理的に期待することができる数量を有し、かつ、品質その他の特性（耐久性、機能性、互換性及び安全性に関するものを含む。）を備えること——が必要となる（同条1項）。

売主は、上記(d)に定める「公の言明」への適合性に関して、(a) 売主がその言明を知らず、かつ、合理的にみて知ることができなかったこと、(b) 契約締結までに、その言明が行われたのと同じ方法又はそれと同等の方法で訂正されていたこと、(c) 消費者の物品購入の決定がその言明により影響を受け得なかったことのいずれかを証明すれば、その「公の言

(42) 前文26、27、28及びFaber, (Fn. 40) S. 63, 74 f. も参照。

明」に拘束されない（同条2項⁽⁴³⁾）。

② アップデートに関する売主の義務

売主は、デジタル要素を含む物品について、一定の期間、消費者に対し、当該物品の契約適合性を維持するために必要なアップデート（セキュリティ・アップデートを含む。）に関する情報を提供し、アップデートの提供を保証しなければならない（指令7条3項⁽⁴⁴⁾）。売主がアップデートを提供する「一定の期間」は、デジタル要素を含む物品の提供が一回限りのものか（「単一の供給」）、継続的なものか（「継続的供給」）で区別される。前者の場合、売主は、たとえ物品が引渡し時に契約適合的であった場合でも、消費者が「合理的に期待できる期間⁽⁴⁵⁾」にわたってデジタル要素を含む物品の契約適合性を確保するために必要なアップデートを提供する責任を負う（指令7条3項⁽⁴⁶⁾(a)）。これに対し、後者の場合、売主は、原則として「2年間」、アップデートを提供する義務を負う（指令7条3項(b)。また、指令10条2項及び5項も参照。）。

(43) 前文29及びFaber, (Fn.40) S. 63, 88 ff. も参照。

(44) 前文30及びChristiane Wendehorst, Aktualisierungen und andere digitale Dauerleistungen, in: Stabentheiner/Wendehorst/Zöchling-Jud (Hrsg), 2019, S. 111 ff. も参照。また、本指令及びデジタルコンテンツ指令におけるセキュリティ・アップデートを含むソフトウェア・アップデートに関する規定の導入を歓迎すべきであるという、Dennis-Kenji Kipker, Stärkung des digitalen Verbraucherschutzes durch zwei neue EU-Richtlinien, MMR 2020, 71, 73. も参照。

(45) 消費者がアップデートを受けることを合理的に期待できる期間は、物品及びデジタル要素の種類及び目的に基づき、かつ、売買契約の状況及び性質を考慮して評価されるべきであるとされている。消費者は通常、売主が契約不適合の責任を負う期間にわたってアップデートを受けることを期待するが、特にセキュリティ・アップデートに関しては、消費者がアップデートを合理的に期待できる期間が延びることもあるとされている（前文31を参照）。この点に関して、Staudenmayer, NJW 2019, 2889, 2891. は、「原則として、消費者の期待は、保証期間にまで及ぶことを前提にすることができる。これは通常、消費者が物品を契約適合的に利用できる期間である。ただし、モノのインターネットにおいてサイバーセキュリティのリスクが増大しているため、保証期間が経過した後でも、デジタル環境にあるデジタル要素を備えた物品に対してサイバー攻撃がされないという消費者の期待も存しうる。」という。「合理的に期待できる期間」の要件は一定の法的不明確さを生じさせることを指摘するものとして、Wendehorst, (Fn.44) S. 111, 138. も参照。

(46) 前文31も参照。

売主の義務は、物品の契約適合性（主観的要件及び客観的要件）を維持するために必要なアップデートに限定され、当事者間に別段の合意がない限り、売主はデジタルコンテンツ又はデジタルサービスのアップグレードを提供したり、契約適合性要件を超えて物品の機能を改善し又は拡張する義務を負うものではない。⁽⁴⁷⁾

消費者は、売主が提供するアップデートをインストールするかどうかを自由に選択することができる。つまり、本指令は、消費者に対し、デジタル要素を含む物品に必要なアップデートを義務付けるものではない。しかし、消費者がアップデートを相当期間内にインストールしない場合において、(a)「売主が、消費者に対し、アップデートが利用可能であること及び消費者がインストールしない場合の結果について情報提供し」、かつ、(b)「消費者がアップデートをインストールしなかったこと又は不適切にインストールしたことが、消費者に提供されたインストール取扱説明書の不備によるものではなかったとき」には、売主は、アップデートをしないことから生じる契約不適合について責任を負わない（指令7条4項）。

なお、本指令は、他の連合法又は国内法におけるセキュリティ・アップデートの提供義務に関する法規定に影響を与えるものではない。⁽⁴⁸⁾

③ 契約適合性に関する客観的要件との相違

消費者が、売買契約締結時に、物品の特性が指令7条1項又は3項に定める客観的適合性要件と相違することを具体的に知らされ、かつ、消費者がその相違を明示的かつ個別的に承諾したときは、契約不適合は存しないものとされる⁽⁴⁹⁾（指令7条5項）。

(4) 物品の不適切な取付け

物品の種類によっては、消費者が物品を使用する前に、その物品を別の

(47) 前文30を参照。

(48) 前文30を参照。

(49) 前文36も参照。契約適合性の客観的要件からの逸脱は、「消費者がそれについて明確に知らされ、消費者がそれを他の言明または合意とは別に、積極的かつ明確な行動によって承諾した場合にのみ可能である」とされている。詳細な分析として、Faber, (Fn. 40) S.63, 81 ff.（「パラダイムの転換」）も参照。

物に取り付けることが必要になる。また、デジタル要素を含む物品の場合には、消費者が意図する目的に従ってその物品を使用するために、通常、デジタルコンテンツ又はデジタルサービスのインストールが必要になる。このように、物品の他の物への取付け（又は、物品へのデジタルコンテンツ若しくはデジタルサービスのインストール）が必要となり、かつ、その物品の不適切な取付け（又は不適切なインストール）から契約不適合が生じる場合においては、(a) 取付けが売買契約の内容となり、売主により又は売主の責任のもとで行われたとき、又は、(b) 消費者が取付けを行い、かつ、不適切な取付けが売主により又はデジタル要素を含む物品の場合には売主若しくはデジタルコンテンツ又はデジタルサービスの供給者により提供される取付説明書の不備によるものであったときは、物品の契約不適合が認められる（指令 8 条）⁽⁵⁰⁾。

(5) 第三者の権利

物の契約不適合のみならず、「権利の契約不適合」も、本指令における消費者の救済の対象となる（指令 9 条）。この規定は消費用動産売買指令（1999/44/EC）には存せず、本指令で新たに定められた。例えば、第三者の権利（特に知的財産権）の侵害により、物品の使用が妨げられ又は制限されることがある。この場合に、加盟各国は、消費者が指令 13 条に定める「契約不適合に対する救済」を受けることを確保しなければならない。ただし、国内法において、この第三者の権利による物品の契約不適合について売買契約の無効又は取消しを定めているときは、この限りでない⁽⁵¹⁾。

4 売主の責任

(1) 契約適合性の判断基準時

売主は、物品の引渡し時に存在し、かつ、その時から 2 年以内に明らか

(50) 前文 34 も参照。いわゆる「IKEA 条項」と呼ばれる規定である（Maier, (Fn. 35) S. 52. を参照）。

(51) 前文 35 及び Faber, (Fn. 40) S. 63, 102 ff. も参照。完全平準化（指令 4 条）の例外にあたる規定である。

になる契約不適合について消費者に対する責任を負う（指令10条1項1文）。ここでは、物品の契約適合性の有無は「引渡し」を基準に判断されることが明らかにされている⁽⁵²⁾。もっとも、この規定は、加盟各国の国内法において異なる基準時を設定することを妨げるものではない⁽⁵³⁾。例えば、ドイツ民法では、契約不適合（瑕疵）の有無は「危険移転時」を基準に判断されるが（同法433条）、ドイツにおける本指令の国内法化の際にその規定を維持したとしても本指令に抵触することはない。なお、物品が売主による取付けを必要とする場合において、消費者が取付け完了前に当該物品の欠陥に気づくことができない場合がある。そこで、物品が売主により又は売主の責任のもとで取り付けられるときは、「取付けが完了した時点」において当該物品が消費者に引き渡されたものとみなされる⁽⁵⁴⁾。

(2) 責任期間

① 物品の売買

売主は、物品の引渡し時に存在し、かつ、その時から「2年以内」に明らかになる契約不適合について消費者に対する責任を負う（指令10条1項1文）。ここでは、売主が責任を負う期間（「責任期間」）として、原則「2年」の期間が設けられている。

② デジタル要素を含む物品の売買

指令10条1項1文の規定は、「デジタル要素を含む物品」にも適用される（同条項2文）。また、デジタル要素を含む物品について、(i) 売買契約で「一定期間にわたるデジタルコンテンツ又はデジタルサービスの継続的供給」が予定されているときは、売主は、原則として、デジタル要素を含む物品が引き渡された時から「2年以内」に生じるデジタルコンテンツ又はデジタルサービスの契約不適合について責任を負う（指令10条2項1文）。さらに、(ii) 売買契約で「2年以上の継続的供給」が予定されているときは、売主は、「デジタルコンテンツ又はデジタルサービスが売買契

(52) 前文37も参照。

(53) 前文38を参照。完全平準化（指令4条）の例外にあたる。

(54) 前文40を参照。

約上供給されるべき期間内に」生じるデジタルコンテンツ又はデジタルサービスの契約不適合について責任を負う（指令 10 条 2 項 2 文⁽⁵⁵⁾）。

③ 責任期間に関する加盟各国の裁量

指令 10 条 3 項に基づき、加盟各国は、上記の「2 年」よりも長い責任期間を国内法において維持し又は導入することができる。加盟各国が国内法において消費者保護の水準を高めるための柔軟性を確保するというのがこの規定の趣旨である⁽⁵⁶⁾。

(3) 「制限期間」と「責任期間」

① 制限期間

国内法のもとで契約に適合しない物の引渡しに対する消費者の救済が「制限期間」にも服するとされているときは、加盟各国は、指令 10 条 1 項及び 2 項に定める期間（責任期間）内に消費者が救済手段を行使できることを確保しなければならない。制限期間（消費者が救済手段を行使できる期間）を責任期間（売主が物品の契約不適合について責任を負う期間）よりも短く設定することによって売主の責任を回避するようなことがあってはならないとされている⁽⁵⁷⁾（同条 4 項）。

② 「制限期間」及び「責任期間」に関する加盟各国の裁量

「制限期間」及び「責任期間」の導入について加盟各国には裁量が与えられており、例えば、加盟各国は責任期間を導入することなく、制限期間のみを国内法において維持し又は導入することができる。この場合でも、加盟各国は、指令 10 条 4 項と同様に、制限期間が同条 1 項及び 2 項に定める責任期間を下回ることはないようにしなければならない（指令 10 条 5 項⁽⁵⁸⁾）。

(4) 「中古品」に関する特別

加盟各国は、「中古品」の売買について、契約当事者が指令 10 条 1 項、2 項及び 5 項に定める期間よりも短い「責任期間」又は「制限期間」を合

(55) 前文 41 も参照。

(56) 前文 41 を参照。完全平準化（指令 4 条）の例外にあたる規定である。

(57) 前文 42 も参照。

(58) 前文 42 も参照。完全平準化（指令 4 条）の例外にあたる規定である。

意することができるとする旨の規定を国内法に設けることができる。ただし、この短期の期間は「1年未満」であってはならない（指令10条6項⁽⁵⁹⁾）。この規定によれば、売主の「責任期間」の短縮とともに、あるいは、それとは別に、消費者の権利の「制限期間」を当事者の合意で短縮することも許される。そうすると、ドイツのように「責任期間」の概念を国内法に取り入れていない加盟国では、消費者の権利の「制限期間」のみを1年に短縮することも許される。消費動産売買指令（1999/44/EC）のもとでは、消費者の権利行使期間（制限期間）を短縮する当事者間の合意（また、それを認める加盟各国の法規定）は同指令の趣旨（「高水準の消費者保護」）に照らして許されないとする欧州司法裁判所の判決が存在したが（Ferenschild 判決⁽⁶⁰⁾）、本指令のもとでは当該判決と異なる取扱いが許されることになる⁽⁶¹⁾。

(5) 「責任期間」又は「制限期間」の停止・中断

本指令は、責任期間又は制限期間の停止又は中断について規定を置いていない。加盟各国は、不適合物品の修補や取替えが行われる場合、あるいは、友好的な和解を目指して売主と消費者との間で交渉が行われる場合に、責任期間又は制限期間が停止し又は中断する旨の規定を国内法に置くことができる⁽⁶²⁾。

5 証明責任の転換

(1) 原則

契約不適合が物品の引渡し後1年以内に明らかになるときは、その契約不適合は物品の引渡し時に存在したことが推定される（指令11条1項1

(59) 前文43も参照。完全平準化（指令4条）の例外にあたる規定である。

(60) ECJ, 13. 7. 2017, C-133/16 – Ferenschild.

(61) Staudenmayer, NJW 2889, 2893; Zöchling–Jud, GPR 2019, 115, 132; dies., Beweislast und Verjährung im neuen europäischen Gewährleistungsrecht, in: Stabentheiner/Wendehorst/Zöchling–Jud (Hrsg.), 2019, S. 212.; Wilke, BB 2019, 2434, 2446.; Maier, (Fn. 35) S. 56.; 古谷・前掲注(3)289頁などを参照。

(62) 前文44を参照。完全平準化（指令4条）の例外にあたる。

本文)。消費動産売買指令 (1999/44/EC) では証明責任の転換の期間が「6 か月」とされていたが (消費動産売買指令 5 条 3 項)、本指令ではこの期間が「1 年」に延長されている。他方、欧州委員会の提案では証明責任の転換期間として「2 年」の期間が示されていたが、この案は本指令のもとでは採用されなかった。⁽⁶⁴⁾

消費者は、物品の引渡し後 1 年以内に、当該物品の契約不適合を証明すればよく、契約適合性の判断基準時 (引渡し時) に契約不適合が存在していたことを証明する必要はない。反対に、売主は、消費者の主張を退けるために、その時点で契約不適合が存在しなかったことを証明しなければならぬ。⁽⁶⁵⁾ この準則は、2015 年 6 月 4 日の欧州司法裁判所の判決 (Faber 判決) を基礎に置くものである。⁽⁶⁶⁾

なお、推定事実についての反証がされ又はこの推定が物品の性質若しくは契約不適合の性質に合致しないときは、推定の効力は生じない (指令 11 条 1 項 1 文ただし書)。

(2) 例外 —— 加盟各国の裁量

加盟各国は、証明責任の転換の期間について、物品の引渡し後「1 年」の期間に代えて、「2 年」の期間を国内法において維持し又は導入することができる (指令 11 条 2 項)。⁽⁶⁸⁾

(63) COM (2015) 635 final. の 8 条 3 項、COM (2017) 637 final. の 8 条 3 項、古谷・前掲注(3)231 頁、236-237 頁、244 頁、254-255 頁などを参照。

(64) Zöchling-Jud. (Fn. 61) S. 198. も参照。

(65) 前文 45 を参照。

(66) ECJ, 4. 6. 2015, C-497/13 - Faber.

(67) Staudenmayer, NJW 2889, 2893.; ders., ZEuP 2019, 663, 693.; Klaus Tonner, Die EU-Warenkauf-Richtlinie: auf dem Wege zur Regelung langlebiger Waren mit digitalen Elementen, VuR 2019, 363, 364 f.; Zöchling-Jud, GPR 2019, 115, 125.; dies., (Fn. 61) S. 201 f. など参照。

(68) 前文 45 も参照。完全平準化 (指令 4 条) の例外にあたる規定である。なお、学説には、この期間の長さにつき、中間的な期間 (例えば、18 か月) を定めることはできないとする見解がある (Zöchling-Jud. (Fn. 61) S. 198.; Andreas Geroldinger, Die Rolle anderer Glieder der Vertriebskette und Regress, in: Stabentheiner/Wendehorst/Zöchling-Jud (Hrsg.), 2019, S. 215, 233. を参照)。

(3) デジタル要素を含む物品

指令 11 条 1 項の規定は、「デジタル要素を含む物品」にも適用される（同条項 2 文）。また、デジタル要素を含む物品の売買契約において一定期間にわたるデジタルコンテンツ又はデジタルサービスの継続的な供給が予定される場合において、指令 10 条 2 項に定める期間（すなわち、2 年又は契約においてそれ以上の定めがあるときは当該期間）内に物品の契約不適合が現れるときは、デジタルコンテンツ又はデジタルサービスがその期間内に契約適合的であったことに関する証明責任は売主が負う（指令 11 条 3 項⁽⁶⁹⁾）。

6 消費者の通知義務

指令 12 条は、消費者の「通知義務」に関する規定を置く。加盟各国は、消費者が契約不適合を知った時から遅くとも「2 か月以内」に売主に対し当該契約不適合を通知しなければならないことを定める規定を国内法において維持し又は導入することができる。通知義務について独自の法規定を維持し又は導入することについて加盟各国に裁量を与える規定であり⁽⁷⁰⁾、完全平準化の原則（指令 4 条）の重要な例外となる。欧州委員会の提案では、消費者の通知義務の導入を加盟各国の裁量に委ねる規定（消費動産売買指令（1999/44/EC）5 条 2 項）を廃止する案が示されていたが⁽⁷¹⁾、本指令では採用されなかった。2017 年 10 月 31 日に欧州委員会が公表した資料によれば、消費者の通知義務を導入している加盟国は 21 か国、導入していない加盟国は 7 か国ある⁽⁷²⁾。加盟各国が現在の状態を維持すると、消費者の通知義務に関して大きな法的相違（域内市場の円滑な取引を妨げうる障壁）が残されることになる。

(69) 前文 45 も参照。

(70) 前文 46 も参照。

(71) COM (2015) 635 final p. 21.; COM (2017) 637 final p. 15.; 古谷・前掲注(3)232 頁、244 頁を参照。

(72) SWD (Staff working document), (2017) 354 final. p. 25.; 古谷・前掲注(3)256-258 頁を参照。

7 契約不適合に対する救済

(1) 概説

指令 13 条から 16 条までの規定において、契約に適合しない物品の引渡しに対する「消費者の救済」が定められている。指令 13 条は、本指令のもとで消費者が有する権利（追完請求権、代金減額権、契約解除権）に関する一般的規定を置く。そして、指令 14 条は「物品の修補又は取替え」（追完請求権）について、同 15 条は「代金の減額」について、同 16 条は「売買契約の解除」について、それぞれ個別の規定を置く。域内市場の円滑な取引を阻害する法的障壁を除去するため、本指令において、物品の契約不適合に対する消費者の救済とその要件を完全に平準化することが目指されている⁽⁷³⁾。

(2) 消費者の権利

上述のとおり、引き渡された物品に契約不適合がある場合、消費者は、追完請求権、代金減額権、解除権を行使することができる（指令 13 条 1 項）。指令 13 条 1 項に定める権利相互の関係につき、いわゆる「追完の優位性」の原則が採用されている⁽⁷⁴⁾。すなわち、消費者は、物品の契約不適合を理由に代金減額権又は解除権を行使する前に、売主に対してまず追完請求権を行使しなければならない。

指令 13 条 6 項により、消費者は、売主がその義務を履行するまで、未払代金又はその一部の支払を留保する権利（履行留保権）を行使することもできる。

① 追完請求権

契約に適合しない物品が引き渡された場合、消費者は、追完請求権を行使することができる（指令 13 条 1 項）。追完の方法は、「修補」又は「取替え」である。追完方法の選択権は、消費者に与えられている。ただし、例外的に、(i) 消費者が選択した救済（追完方法）が不能である場合、

(73) 前文 47 を参照。

(74) Zöchling-Jud. GPR 2019, 115, 126 ff. を参照。

又は、(ii)(a) 契約不適合がなければ当該物品が有するであろう価値、(b) 契約不適合の重大性、(c) 消費者に重大な不利益を課すことなく他の救済(追完方法)を提供することができるかどうかを考慮した上で他の救済(追完方法)に比して売主に過大な費用がかかるときは、消費者は、その選択した方法での追完を求めることができない(指令13条2項)。例えば、物品の軽微な傷(契約不適合)について、修補によりそれを容易に除去することができるときは、物品の取替えについて、費用の過分性が認められうる⁽⁷⁵⁾。

売主は、(i) 修補及び取替えが不能な場合、又は、(ii)(a) 契約不適合がなければ当該物品が有するであろう価値及び(b) 契約不適合の重大性を考慮して売主に過大な費用がかかるときは、消費者の追完請求を拒絶することができる(指令13条3項⁽⁷⁶⁾)。消費動産売買指令(1999/44/EC)のもとでは、修補及び取替えに過大な費用がかかる場合の売主の追完拒絶権(いわゆる「絶対的過大な費用を理由とする追完拒絶権」)は認められなかったが(2011年6月16日の欧州司法裁判所Weber/Putz判決⁽⁷⁷⁾)、本指令のもとではこの絶対的過大な費用を理由とする売主の追完拒絶権が認められる⁽⁷⁸⁾。欧州司法裁判所判決に従い、絶対的過大な費用を理由とする売主の追完拒絶権を廃止した加盟国(例えば、ドイツ)においては、完全平準化を定める本指令のもと、再び絶対的過大な費用を理由とする売主の追完拒絶権を認める規定を置かなければならないように思われる⁽⁷⁹⁾。

(75) 前文48を参照。

(76) 前文49も参照。

(77) ECJ, 16.6.2011. In Joined Cases C-65/09 and C-87/09 – Weber/Putz.

(78) Staudenmayer, NJW 2019, 2889, 2891. (「消費動産売買指令と比べて、契約適合的な状態の回復を拒絶する権利によって売主の地位は改善される。」); Zöchling-Jud, GPR 2019, 115, 128.; Kern, VbR 2019, 164, 167.; Maier, (Fn. 35) S. 55.; Bernhard A. Koch, Das System der Rechtsbehelfe, in: Stabentheiner/Wendehorst/Zöchling-Jud (Hrsg.), 2019, S. 186.などを参照。

(79) Ivo Bach, Neue Richtlinien zum Verbrauchsgüterkauf und zu Verbraucherverträgen über digitale Inhalte, NJW 2019, 1705, 1709.; Arnold/Hornung, JuS 2019, 1041, 1046.; Wilke, BB 2019, 2434, 2441.; Tim Kupfer/Johannes Weiß, Die Warenkaufrichtlinie – Schlussstein in der Harmonisierung des kaufrechtlichen Gewährleistungsrechts?, VuR 2020, 95, 98.; オーストリア

(i) 修補及び取替え

売主による追完（修補又は取替え）は、(a)「無償」で、(b) 売主が消費者から契約不適合について通知を受けた時から「相当期間内」に、かつ、(c) 物品の性質及び消費者がその物品を求めた目的を考慮に入れて消費者に「重大な不利益を課することなく」行われなければならない（指令 14 条 1 項）。「無償」とは、追完に必要な費用、特に送付費、運送費、労務費又は材料費を消費者が負担する必要がないことをいう（指令 2 条（14））。また、「相当の期間」とは、「修補又は取替えを完了するために必要な最短期間」を意味し、「物品の性質及び複雑さ、契約不適合の性質及び重大さ、修補及び取替えの完了に必要な努力を考慮して客観的に決定される」ものとされている⁽⁸⁰⁾。

(ii) 追完の履行場所

本指令は、「追完の履行場所」に関する規定を置いていない。これに関する判断は、加盟各国に委ねられる⁽⁸¹⁾。本指令が EU 官報で公表された翌日（2019 年 5 月 23 日）、欧州司法裁判所は、追完の履行場所に関する重要な判決（Füller 判決）を下した⁽⁸²⁾。同判決によれば、消費動産売買指令（1999/44/EC）には追完の履行場所に関する規定が置かれておらず、その判断は基本的に加盟各国の国内裁判所に委ねられる。また、国内裁判所は、追完の履行場所を判断するに際して「消費者に重大な不利益を課することなく相当期間内に契約適合的な状態を無償で回復する」という消費動産売買指令（1999/44/EC）の目的を考慮に入れなければならないという。この判決は、本指令のもとでも妥当する⁽⁸³⁾。今後、加盟各国の裁判所は、本指令 14 条 1 項（追完の実施方法）の趣旨を考慮しつつ、

ㄨ トリア法の観点から、Zöchling-Jud, GPR 2019, 115, 128. も参照。

(80) 前文 55 を参照。

(81) 前文 56 を参照。

(82) ECJ, 23. 5. 2019, C-52/18 - Füller.

(83) Till Feldmann, Ort der Nacherfüllung, Kostenvorschuss und Inhalt des Nacherfüllungsverlangens, EuZW 2019, 601, 604.; Sebastian Omlor, Schuldrecht : Ort der Nacherfüllung, JuS 2019, 1016, 1018.; Wilke, BB 2019, 2434, 2441.; 古谷・前掲注(3)263頁も参照。

目的物の種類や消費者が当該目的物を必要とする目的に照らし、個別事案ごとに、追完（修補又は取替え）の履行場所を判断しなければならない⁽⁸⁴⁾。

（iii）不適合物品の返還

物品の修補又は取替えにより契約不適合が除去されるときは、消費者は、不適合物品を売主に返還しなければならない。売主は、当該不適合物品を自己の費用で取り戻さなければならない（指令 14 条 2 項）。

（iv）追完の範囲——物品の取付け及び取外し

契約不適合が明らかになる前に消費者が当該不適合物品の性質及び使用目的に従って他の物に取り付けた当該不適合物品を修補のために（他の物から）取り外す場合、又は、当該不適合物品の取替えを行う場合において、売主は、当該不適合物品を修補し又は取り替えるに際し、当該不適合物品の取外し、及び、取替後又は修補後の契約適合的な物品の（再度の）取付けを行い、若しくは取外し及び（再度の）取付けにかかる費用を負担する義務を負う（指令 14 条 3 項）。これは、2011 年 6 月 16 日の欧州司法裁判所 Weber/Putz 判決を明文化したものである⁽⁸⁵⁾。

（v）使用利益の返還

売主が取替えによって物品を契約適合的な状態に回復させる場合、消費者は物品が取り替えられる前にその物品を通常の方法で使用したことについて支払義務を負わない⁽⁸⁷⁾（指令 14 条 4 項）。これは、2008 年 4 月 17 日の

(84) Carvalho, EuCML 2019, 194, 201.; Guillem Izquierdo Grau, Where Should the Consumer Make Goods Available to the Seller to Bring them into Conformity? An Appraisal of Directive (EU) 2019/771, EuCML 2020, 31, 34. も参照。オーストリア法の立場から、Zöchling-Jud, GPR 2019, 115, 130. は、修補及び代物給付は「本来の履行場所」で行われると解するのが（オーストリアにおける）支配的見解であるが、消費者保護法の適用範囲に入る事例については、一定の要件のもと、目的物ないし物品の所在地が履行場所になるという（オーストリア消費者保護法 8 条 1 項を参照）。

(85) ECJ, 16. 6. 2011, In Joined Cases C-65/09 and C-87/09 – Weber/Putz.

(86) Staudenmayer, NJW 2019, 2889, 2891.; Tonner, VuR 2019, 363, 365.; Zöchling-Jud, GPR 2019, 115, 129.; Wilke, BB 2019, 2434, 2440.; Kern, VbR 2019, 164, 167.; Maier, (Fn. 35) S. 55.; Koch, (Fn. 78) S. 185 f.; Kupfer/Weiß, VuR2020, 95, 98. などを参照。

(87) 前文 57 も参照。

欧州司法裁判所判決（Quelle 判決）⁽⁸⁸⁾ を明文化したものである⁽⁸⁹⁾。

② 代金減額権及び解除権

消費者は、指令 15 条及び同 16 条の規定に従い、「代金減額権」又は「解除権」を行使することができる（指令 13 条 4 項）。消費者がこれらの権利を行使するためには、以下のいずれかの要件を充たさなければならない⁽⁹⁰⁾。

(a) 売主が修補又は取替えを行わなかったとき、修補又は取替えに関して具体的な規定を置く指令 14 条 2 項及び 3 項に従った修補又は取替えを行わなかったとき、若しくは、売主が指令 13 条 3 項に従い物品を契約適合的な状態にすることを拒絶したとき

(b) 売主が物品を契約適合的な状態にすることを試みたにもかかわらず、契約不適合が現れるとき

(c) 即時の代金減額又は契約の解除を正当化するほど契約不適合が重大な性質をもつとき

(d) 売主が相当期間内に又は消費者に重大な不利益を課すことなく物品を契約適合的な状態にしないことを明らかにし又はそれが諸般の事情から明らかであるとき

上記の各要件から明らかなように、消費者は、代金減額及び解除権を行使する前に、売主に対し、原則として、追完請求権を行使しなければならない⁽⁹¹⁾。ここから消費者の権利相互の関係において、追完請求権が他の権利に原則として優先することが明らかになる⁽⁹²⁾（追完の優位性）。

(88) ECJ, 17. 4. 2008, C-404/06 – Quelle.

(89) Staudenmayer, NJW 2019, 2889, 2891 f.; Tonner, VuR 2019, 363, 365.; Koch, (Fn. 78) S. 186 f.などを参照。

(90) 前文 52 を参照。

(91) 前文 50 も参照。

(92) 前文 50、51 も参照。また、Maier, (Fn. 35) S. 53. (「法的救済のヒエラルヒー」); Staudenmayer, NJW 2889, 2891. (「二段階のヒエラルヒー」); ders., ZEuP 2019, 663, 685. (「担保権のヒエラルヒー」); Zöchling-Jud, GPR 2019, 115, 128. (「法的救済の階層」); Wilke, BB 2019, 2434, 2440.; Kern, VbR 2019, 164, 166 f.; Koch, (Fn. 78) S. 158, 181 f.; 古谷・前掲注(3)266頁も参照。

本指令 13 条 4 項 (c) は、消費動産売買指令 (1999/44/EC) にも欧州委員会の提案にもみられなかった新たな規定である。消費者は、引き渡された物品の契約不適合の性質が「重大」であるときは、追完を請求することなく、直ちに代金減額権又は契約解除権を行使することができる。契約不適合の重大性の判断基準については、今後の解釈に委ねられる。⁽⁹³⁾

(i) 代金減額権

消費者は、指令 13 条 1 項、同条 4 項及び指令 15 条に基づき、代金減額権を行使することができる。代金減額は、物品が契約適合的であったならば有していたであろう価値と消費者が受け取った物品の価値の減少に比例して行われる (指令 15 条)。ここでは、代金減額の算定につき、いわゆる「相対的評価方法」が採用されている。⁽⁹⁴⁾

(ii) 解除権

消費者は、指令 13 条 1 項、同条 4 項及び指令 16 条に基づき、解除権を行使することができる。解除は、売主に対する意思表示によってする (指令 16 条 1 項)。

契約不適合が売買契約上引き渡された物品の一部にのみ認められるときは、消費者は、その契約不適合にかかる部分のみを解除することができる。また、契約適合的な物品のみを保持することを消費者に合理的に期待することができないときは、消費者は、不適合物品とともに取得した他の物品についても解除することができる (指令 16 条 2 項)⁽⁹⁵⁾。

消費者が契約を全部又は一部解除するときは、(a) 消費者は、売主の費用で、当該物品を売主に返還しなければならない。また、(b) 売主は、物品の受領時に、支払済の代金を消費者に返還しなければならない。⁽⁹⁶⁾ 加盟各国は、本指令に定めのない、物品及び代金の返還に関する規定を国内法

(93) Staudenmayer, ZEuP 2019, 663, 690. も参照。

(94) Zöchling-Jud, GPR 2019, 115, 130.; Koch, (Fn. 78) S. 192.; 古谷・前掲注(3)266 頁を参照。

(95) 前文 58 も参照。

(96) 前文 59 も参照。

に置くことができる（指令 16 条 3 項⁽⁹⁷⁾）。

消費者は、契約不適合が「軽微」なときは、解除権を行使することができない（指令 13 条 5 項 1 文）。欧州委員会は当初、契約不適合が「軽微」な場合にも解除権を認める提案を行っていた⁽⁹⁸⁾。しかし、本指令ではこの考え方は採用されていない。本指令の前文によれば、「契約当事者の権利及び義務の均衡を保つために」この規定が設けられた⁽⁹⁹⁾。契約不適合が軽微であるかどうかに関する証明責任は、売主が負う（指令 13 条 5 項 2 文）。

③ 履行留保権

消費者は、売主が自らの義務を履行するまで未払代金又はその一部の支払を留保する権利を有する。加盟各国は、消費者がこの履行留保権を行使するための要件及び方法を定めることができる（指令 13 条 6 項⁽¹⁰⁰⁾）。

④ 契約不適合への消費者の寄与

加盟各国は、消費者が契約不適合に寄与した場合に、消費者の救済の権利に影響を与えるかどうか、また、いかなる影響を与えるかについて規律することができる（指令 13 条 7 項⁽¹⁰¹⁾）。

⑤ 損害賠償請求権

ここまで概観したとおり、消費者は、物品の契約不適合がある場合に、追完請求権、代金減額権、解除権又は履行留保権を行使することができる（指令 13 条から 16 条まで）。これに対し、本指令には「損害賠償請求権」に関する規定が置かれていない。一般に、損害賠償請求権も契約不適合給付に対する消費者の重要な権利であるが、本指令は、これに関する規律を加盟各国に委ねている⁽¹⁰²⁾。完全平準化を定める本指令（4 条）の重要な例外

(97) 前文 60 も参照。完全平準化（指令 4 条）の例外にあたる規定である。

(98) COM (2015) 635 final pp. 21-22.; COM (2017) 637 final. p. 16.; 古谷・前掲注(3)234 頁、237-238 頁 246 頁、251-252 頁を参照。本指令のもとで「軽微」な契約不適合を理由とする解除が否定されたことで、いかなる場合に「軽微」な契約不適合といえるのか、解釈上の難しい問題が生じることを指摘するものとして、Maier, (Fn. 35) S. 53. も参照。

(99) 前文 53 を参照。

(100) 前文 18 も参照。完全平準化（指令 4 条）の例外にあたる規定である。

(101) この規定も、完全平準化（指令 4 条）の例外にあたる。

(102) 前文 18, 61 も参照。

にあたる。

8 商業保証

指令 17 条は、「**商業保証**」について定める⁽¹⁰³⁾。

商業保証は、商業保証書及び契約締結時又は契約締結前に提供されるそれに関連する広告に定める条件のもとで保証者を拘束する（指令 17 条 1 項）。

商業保証書は、遅くとも物品の引渡し時に、耐久性のある媒体で消費者に提供されなければならない。また、商業保証書は、簡単な分かりやすい言葉で表現されなければならない。商業保証書には、次に掲げる内容が含まれる（指令 17 条 2 項）。

- (a) 物品の契約不適合がある場合に消費者が法律に基づいて無償で売主による救済を受ける権利を有すること、及び、その救済が商業保証により影響を受けないことの明確な言明
- (b) 保証者の名称及び所在地
- (c) 商業保証を実施するために消費者が従うべき手続
- (d) 商業保証が適用される物品の指定
- (e) 商業保証の条件

指令 17 条 2 項の規定に違反した場合でも、商業保証の拘束力は失われない（指令 17 条 3 項）。

加盟各国は、指令 17 条に定めのない商業保証に関する準則を国内法において定めることができる（指令 17 条 4 項⁽¹⁰⁴⁾）。

9 求償権

売主が自己又は第三者の作為又は不作為から生じる物品の契約不適合について消費者に対して責任を負うことを考慮すると、売主は、取引連鎖に

(103) 前文 62 も参照。

(104) 完全平準化（指令 4 条）の例外にあたる規定である。

ある前主に対して救済の権利を行使することができるとするのが望ましい。ここから、売主は、取引連鎖にある前主の作為又は不作為（指令 7 条 3 項に従ったデジタル要素を含む物品のアップデートの不提供を含む。）から生じる契約不適合により消費者に対して責任を負うときは、取引連鎖の中で責任を負うべき者に対して救済を求める権利を有するものとされている。売主が救済を求めることができる相手方、また、これに関連する訴えや権利行使の要件は、国内法で定めるものとされている（指令 18 条⁽¹⁰⁵⁾）。

Ⅲ 物品売買指令の意義及び特徴

本稿はここまで、物品売買に関する新たな EU 指令について、その内容を検討した。最後に、本指令の意義と特徴をまとめておきたい。

本指令の意義は、何よりもまず、現代のデジタル社会に適合した物品の売買契約に関する規定を設けた点にある。「デジタル要素を含む物品」の契約適合性に関する規定は、デジタル社会における物品売買契約の特質をよく表している。また、指令の適用範囲との関係で、本指令が——欧州委員会の最初の提案と異なり——「オンライン販売」のみならず「対面販売」にまで及ぶとされたことも重要な意義を有する。これより、EU 域内における国境を越えた物品売買が促進され、デジタル単一市場の形成に寄与することが期待される。

本指令の特徴として、「完全平準化」の原則（指令 4 条）を採用する点が挙げられる。加盟各国は、原則として、本指令に定める規定と異なる規定を国内法において維持し又は導入することができない。国境を越えた物品の売買を行う際の法的障壁は加盟各国独自の取り組みによっては十分に取り除くことができず、EU レベルでこれに適切に対処できることに鑑み⁽¹⁰⁶⁾ると、本指令における完全平準化の試みは適切である。もっとも、本指令

(105) 前文 63 及び Geroldinger, (Fn. 68) S. 215 ff. も参照。完全平準化（指令 4 条）の例外にあたる規定である。

(106) 前文 70 も参照。

には完全平準化の原則に対する多くの例外規定が置かれている。その意味で、本指令における完全平準化は完全なものではなく、法の断片化に対する懸念が依然として払拭されないことも指摘できるだろう。⁽¹⁰⁷⁾

本指令は、契約適合性の判断基準、売主の責任及び消費者の救済について、基本的に欧州委員会の提案を引き継いでいる。本指令も、委員会提案と同様に、消費者の利益と売主の利益とのバランスを適切に保つ準則を定めているものと評価することができる。ただし、本指令において、委員会提案から変更された重要な規定があることに留意する必要がある。契約不適合に係る規定のうち、特に、① 物品の引渡し後「2年」から「1年」に短縮された「証明責任の転換の期間」に関する規定（指令 11 条 1 項）、② 「重大な契約不適合」がある場合に消費者の即時の代金減額権及び解除権の行使を認める規定（指令 13 条 4 項(c)）、③ 契約不適合が「軽微」である場合に消費者の解除権を否定する規定（指令 13 条 5 項）が重要である。⁽¹⁰⁸⁾

最後に、本指令と欧州司法裁判所の判例との関係を整理しておきたい。まず、「追完の範囲——物品の取付け及び取外し」に関する 2011 年 6 月 16 日の Weber/Putz 判決が指令 14 条 3 項において明文化された。他方、「絶対的過大な費用を理由とする売主の追完拒絶権」を認めない同判決の内容は本指令 13 条 3 項により意義を失った。契約不適合な物品を取り替える際の消費者の使用利益の返還を原則として否定する Quelle 判決は、指令 14 条 4 項において明文化された。「証明責任の転換」に関する 2015 年 6 月 4 日の Faber 判決は、本指令 11 条 1 項の解釈を行う上で引き続き意義を有する。他方、中古品売買における消費者の権利行使期間（「制限

(107) Bach, NJW 2019, 1705 ff.; Marilies Zinner, Was vom CESL übrigblieb - Neues Verbrauchervertragsrecht mit digitalem Einschlag, VuR 2019, 241 f.; Carvalho, EuCML 2019, 194.; Tonner, VuR 2019, 363, 366 f., 371.; Zöchling-Jud, GPR 2019, 115, 116 f.; Kern, VbR 2019, 164 f., 167 f.; Maier, (Fn. 35) S. 60.; Koch, (Fn. 78) S. 196.; Kåre Lilleholt, A Half-built House? The New Consumer Sales Directive Assessed as Contract Law, Juridica International, 28/2019, p. 3.; Kupfer/Weiß, VuR 2020, 95, 100.などを参照。古谷・前掲注(3)263頁でも簡単な整理を行った。

(108) 古谷・前掲注(3)267頁も参照。

(109) 古谷・前掲注(3)267頁も参照。

期間]) の短縮を認めない 2017 年 7 月 13 日の Ferenschild 判決は、本指令 10 条 6 項のもとで意義を失った。「追完の履行場所」に関する 2019 年 5 月 23 日の Füllä 判決は、本指令において明文化されていない。もっとも、加盟各国の裁判所は、今後、Füllä 判決の趣旨に即して、追完の履行場所を判断することが求められる。

IV 結びに代えて

本稿は、2019 年 4 月 15 日に成立した EU 物品売買指令を分析し、その意義及び特徴を明らかにすることを試みた。概括的な分析にとどまるものの、本稿での契約不適合責任に関する比較法的分析が、わが国の今後の議論の発展に寄与することができれば幸いである。残された課題は多くあるが、とりわけ、本稿では本指令の個別規定にかかわる解釈論上の問題について立ち入った検討を加えることができなかった。本指令のより深い分析を今後の課題としたい。また、本指令とともに公表された「デジタルコンテンツ指令」⁽¹¹⁰⁾についても本稿では十分に取り上げることができなかった。「デジタルコンテンツ指令」の分析を行い、さらにそれを本指令と対比して検討することを今後の課題としたい。

* 本稿は、科研費（若手研究（B）研究課題番号 17K13656）による研究成果の一部である。

(110) デジタルコンテンツ指令の詳細な検討について、川和・前掲注(3)1頁以下を参照。